

公訴時効の廃止・延長

要約

[1] 立法の経緯(沿革)

明治13年(1880年)制定 治罪法下での期満免除制度

- 重罪(謀殺、故殺、強盗、強姦など、死刑、徒刑、流刑、懲役又は禁獄にあたる罪)につき10年
 - 軽罪(逮捕監禁、脅迫、強制わいせつ、窃盗など、禁錮又は罰金にあたる罪)につき3年
 - 違警罪(暴行など、拘留又は科料にあたる罪)につき6月
- 起訴手続き、予備手続きがあったときは公訴時効は中断され、その日から再び期間を起算

明治23年(1890年)制定 旧々刑事訴訟法下

これにおいて「期満免除」から「時効」に名称変更したが、基本的には治罪法の規定を踏襲。明治40年の現行刑法の規定に従い、法定刑に応じるように改正。

- 死刑にあたる罪につき15年
- 無期又は長期10年以上の懲役・禁錮にあたる罪につき10年
- 長期10年未満の懲役・禁錮にあたる罪につき7年
- 長期5年未満の懲役・禁錮又は罰金にあたる罪につき3年
- 刑法第185条(賭博)の罪につき1年
- 拘留・科料にあたる罪につき6月

大正11年(1922年)制定 旧刑事訴訟法

- 無期の懲役・禁錮にあたる罪につき10年
 - 長期10年以上の懲役・禁錮にあたる罪につき7年
 - 長期10年未満の懲役・禁錮にあたる罪につき5年
 - 刑法185条(賭博)の罪を拘留・科料にあたる罪と同じ扱いの6月
- その他は従来通り。

昭和23年(1948年)制定 現行刑事訴訟法

基本的には、旧刑事訴訟法の規定を踏襲したが

- ・公訴時効の中断の制度を廃止し、公訴提起によって公訴時効が停止する制度導入

・刑法 185 条(賭博)の罪についての短期の公訴時効による取り扱いを廃止

- 死刑にあたる罪につき 15 年
- 無期の懲役・禁錮にあたる罪につき 10 年
- 長期 10 年以上の懲役・禁錮にあたる罪につき 7 年
- 長期 10 年未満の懲役・禁錮にあたる罪につき 5 年
- 長期 5 年未満の懲役・禁錮又は罰金にあたる罪につき 3 年
- 拘留・科料にあたる罪につき 1 年

平成 16 年(2004 年) 刑事訴訟法改正

- 死刑にあたる罪につき 15 年 25 年
 - 無期の懲役・禁錮にあたる罪につき 10 年 15 年
 - 長期 15 年以上の懲役・禁錮につき 7 年 10 年
- にそれぞれ延長。

[2] 立法事実

近時、被害者や遺族等を中心として凶悪・重大犯罪に関する公訴時効制度の見直しを求める声が高まっており、また、国会の場においても、それらを含め国民の意識に沿う制度とするための見直しの必要性が指摘されている。

元々、公訴時効の制度趣旨は主に 3 点。

- (1) 時間の経過とともに証拠が散逸し、起訴して正しい裁判を行うことが困難になること
 - (2) 被害者を含め社会一般の処罰感情等が、時の経過とともに希薄化してしまうこと
 - (3) 犯罪後、犯人が処罰されず日時が経過した場合、そのような事実状態の継続を尊重すべきこと
- これらに対する反論が見直しを求める主な根拠となっている。

(1) に対して;

近時の捜査技術の発達により、相当期間経過後も有力な証拠が得られるようになっていること

(2) に対して;

国民の平均寿命等から、処罰感情等が希薄化する度合いは低下していると考えられること

(3) に対して;

殺人等の重大犯罪を行った犯人の事実状態を重視、尊重することは不当だと思われること

[3] 現在の状況

上記のような被害者等を中心とした時効の見直しを求める声の高まりに対して、法務省も本年 1 月から「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する省内勉強会」を開催し、現在までに計 9 回議論の場が開かれ、また今月 12 日には検討の参考として、時効制度全般について国民の意見の募集を始めるなど、活発な検討が行われている。

今月 3 日には、重大事件の公訴時効制度撤廃を求めている殺人事件被害者遺族の会「宙の会」が

東京都内で初の全国大会を行い、処罰感情の希薄化の否定、時効制度の見直しを国に強く求めた。

また、公訴時効完成後に犯人が判明した事件としては、(1)東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件(本年4月28日民事訴訟において、損害賠償請求の認容判決)(2)福岡県北九州市のタクシー会社警備員強盗殺人事件(3)東京都昭島市のタクシー主婦殺人事件、があるが、被害者側は現在の時効制度の前に、ただ不条理さを感じ続けるしかないのである。

論点

【論点2】

米国においては2003年より、連邦法によって「ジョン・ドウ(JD)」起訴と呼ばれる制度が認められている。この制度は、性犯罪等の犯行現場に残された容疑者のDNAサンプルに人格を与え、被疑者不詳のまま起訴して公訴時効を停止させる制度である。

そこで、凶悪・重大犯罪の公訴時効を見直す場合の方策の一つとして、近年の犯罪捜査におけるDNA型鑑定精度の著しい向上を鑑み、JD起訴類似の制度を日本でも導入することの是非について議論してください。

導入を肯定する意見

- ・現実にとどの者が被告人であるかが明らかでない状況下にあっても、公訴提起による時効停止効を得ることができる。
- ・逮捕の機会を保障する意義があり、時効を恐れる遺族の不安も和らげられる。

導入を否定する意見

- ・鑑定の際の資料の取り扱い過程における汚染や保管上の誤りによる他の資料との混在の可能性もある。
- ・2ヶ月以内に被告が受け取らなければならない起訴状が送付できず、また、弁解の機会を与えないままの起訴は問題である。

資料

【1】条文(刑事訴訟法)

第250条 【公訴時効期間】

時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑に当たる罪については二十五年
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年

- 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
- 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
- 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
- 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

【2】 諸外国における公訴時効制度

英国(イングランド・ウェールズ)	
コモン・ロー上は公訴時効制度なし	

米国(ニューヨーク州)	
第1級謀殺	公訴時効にかからない
第2級謀殺	
他の重罪 (長期1年以上の自由刑にあたる罪)	5年
軽罪 (長期15日以上1年未満の自由刑にあたる罪)	2年
それ以外の罪	1年

但し「ジョン・ドウ」起訴あり

ドイツ	
謀殺罪	公訴時効にかからない
民族謀殺罪	
無期自由刑にあたる罪	30年
長期10年を超える自由刑にあたる罪	20年
長期5年を超える自由刑にあたる罪	10年
長期1年を超える自由刑にあたる罪	5年

その他の罪	3年
-------	----

フランス	
人道に対する重罪 (集団殺害等)	公訴時効にかからない
重罪 (長期10年以上の 自由刑にあたる罪)	10年
軽罪 (長期10年以下の 自由刑にあたる罪)	3年
違警罪 (罰金以下の刑にあたる罪)	1年

[3] 過去10年間ににおける公訴時効完成件数

	殺人	放火	強盗	強姦	刑法犯
平成9年	44	32	58	16	1036
平成10年	43	37	36	11	1042
平成11年	33	29	33	7	1081
平成12年	60	33	65	13	2449
平成13年	65	32	63	12	2084
平成14年	47	24	72	26	2464
平成15年	48	21	67	41	2803
平成16年	37	35	58	31	3043
平成17年	44	41	59	26	3596
平成18年	54	31	81	61	5843
平成19年	58	20	146	78	7390

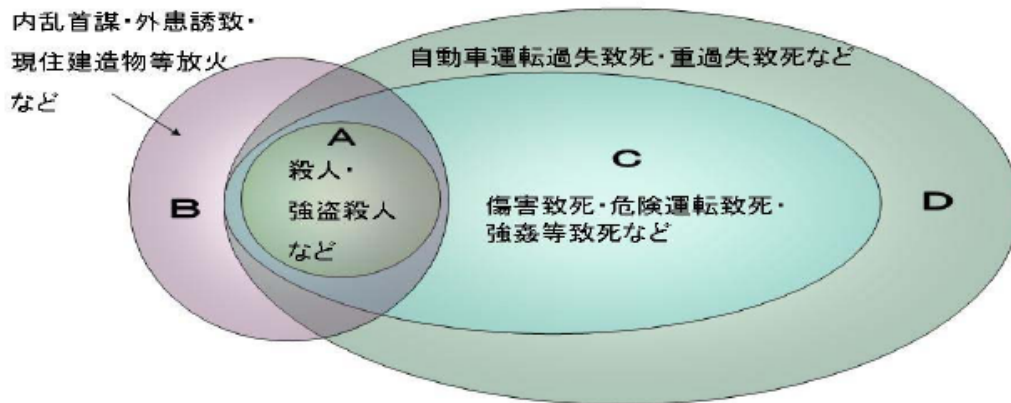
※ 「刑法犯」には、自動車による業務上過失致死傷等は含まない。

※ 「強盗」には、強盗、強盗致死傷及び強盗強姦を含む。

※ 「強姦」には、強姦及び強姦致死傷を含む。

[4] 公訴時効制度見直しの対象となる犯罪の範囲

- A 殺害について故意がある犯罪
- B 死刑に当たる罪
- C 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
- D 人を死亡させた犯罪



【5】 DNA 鑑定信頼性に関して

・DNA 鑑定の精度

警察庁は2006年10月19日、全国で実施しているDNA鑑定に、飛躍的に個人識別精度を向上させる検査試薬を導入することを決めた。個人のDNA型の記録が増え、型の組み合わせが別人と一致する確率は現在の約1億8000万人に1人から約77兆人に1人になったという。

・ハイルブロンンの怪人

2007年の5月25日、ドイツのバーデン＝ヴュルテンベルク州ハイルブロン市で女性警官が殺害された事件の捜査の際、現場で採取されたDNAが他の事件の現場でも続々と発見され、さらにフランスやオーストリアでもこのDNAが検出されたため、「ハイルブロンンの怪人」による連続殺人事件とみなされるようになった。ところが2009年2月以降、少年らが窃盗目的で学校に侵入した事件からも同一のDNAが検出されるなど、明らかにつじつまの合わないケースが続出。当局が改めて調査した結果、問題のDNAが、綿棒を納入していた業者の女性従業員のものであることが明らかになった。

参考文献

・「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～当面の検討結果の取りまとめ～」

法務省 平成21年3月31日

・「<宙の会>時効成立時の国家賠償訴え」 毎日新聞 2009年5月3日

・「精度向上『77兆人に1人』DNA鑑定、11月から導入」 四国新聞社 2006年10月19日

・”The Phantom of Heilbronn, the tainted DNA and an eight-year goose chase”

The Times 2009年3月27日